二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第三章　測量士及び測量士補の登録

（登録申請書の記載事項）

第七条　法第四十九条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を登録申請書に記載しなければならない。

一　氏名及び生年月日

二　事務所又は業務所の名称及び所在地

三　測量士又は測量士補となる資格の種類

四　測量に関する実務の経歴

五　専門とする測量の分野

２　前項の登録申請書の様式は、別表第七（法第五十条第六号又は第五十一条第五号に該当する者にあつては、国土交通大臣が定める様式）のとおりとする。

（資格を証する書類）

第八条　法第四十九条第一項の規定による測量士又は測量士補となる資格を証する書類は、次の各号のいずれかとする。

一　大学（法第五十条第一号に規定する大学をいう。以下同じ。）において、第八条の五第一項に規定する測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者であること及びその履修科目の内容を記載した当該大学の長の証明書

二　短期大学等（法第五十条第二号に規定する短期大学等をいう。以下同じ。）において、第八条の五第二項に規定する測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。第九条の五第一項第二号及び第九条の六第二項第二号において同じ。）であること及びその履修科目の内容を記載した当該短期大学等の長の証明書

三・四　（略）

五　法第五十条第六号又は第五十一条第五号に規定する知識及び技能を有する者であることを証する書類として国土交通大臣が定めるもの

２　法第五十条第一号から第三号までの規定により測量に関し実務の経験を必要とする者の提出する書類は、前項の書類及び前条第一項第四号に規定する実務の経歴を証する書面又は別表第八の様式による経歴の記載が真実であることを誓約する書面とする。

（測量士名簿及び測量士補名簿の記載事項）

第八条の二　測量士名簿又は測量士補名簿の記載事項は、次条第一項の規定による国土地理院の長の審査の結果測量士又は測量士補となる資格を有することの確認を受けた者について、第七条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号とする。

２　測量士名簿及び測量士補名簿の様式は、別表第八の二のとおりとする。

（新設）

（測量士及び測量士補の登録申請書の様式）

第七条　令第十条第二項の規定による登録申請書の様式は、別表第七のとおりとする。

（新設）

（資格を証する書類）

第八条　法第四十九条第一項の規定による測量士又は測量士補の資格を証する書類は、次の各号のいずれかとする。

一　法第五十条第一号に規定する大学において、令第十四条第一項に規定する測量に関する科目を修めて卒業した者であること及びその履修科目の内容を記載した当該大学の長の証明書

二　法第五十条第二号に規定する短期大学等において、令第十四条第二項に規定する測量に関する科目を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であること及びその履修科目の内容を記載した当該短期大学等の長の証明書

三・四　（略）

（新設）

２　法第五十条第一号から第三号までの規定により測量に関し実務の経験を必要とする者の提出する書類は、前項の書類及び令第十条第一項第四号に規定する実務の経歴を証する書面又は別表第八の様式による経歴の記載が真実であることを誓約する書面とする。

（新設）